

旅客ターミナル等における主体毎の感染予防策

令和2年9月18日

※ 本表は「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」に掲げる予防策を実施主体の観点から再構成したものです。各対策を実施する場面やその対象等は、ガイドラインに基づきます。

1. 港湾管理者等が実施する感染防止
(1) 施設・設備等に係る対策
○ 旅客ターミナル等における動線について、旅客や乗組員と、旅客ターミナル等の従業員の接触機会が生じないよう可能な限り分離すること。また、接触機会が生じる区域や従業員について、ガイドラインに基づく感染防止対策を実施すること。
○ 旅客等の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、床に列の間隔を表示するなど、事業者と調整して人と人の距離を確保すること。 （例：・チェックインカウンターにならぶ旅客等の列 ・CIQエリアやボーディングブリッジ・タラップの旅客の列 ・下船・一時上陸する旅客の列 ・バス・タクシー乗り場にならぶ旅客等の列）
○ 待合室、ベンチ等について、対面座席の配置の見直し、間隔が密な座席の一部使用禁止等を行うこと（2mを目安。最低1m。）。
○ 喫煙スペースについては、ポスター掲示等により、対面での会話の回避や人と人の間隔が一定（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう調整すること。困難な場合は使用中止も含めて検討すること。
○ インフォメーションセンター、売店、飲食店、自動販売機等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、事業者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。
○ 可能な限り旅客ターミナル内の換気を行うこと。特に換気の悪い場所については利用を控えること。
○ 出入口に自動ドアがある場合、強風等やむを得ない場合を除き、自動ドアを優先的に運用し、手動で開閉するドアの運用は必要最小限とすること。また、必要に応じ、ドアを開放すること。
○ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫し、最小限にすること。
○ 事業者との間で、消毒等の実施主体が不明確な区画がある場合には、調整して明確にすること。
○ 手荷物カート、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電話、手すり、エレベーターや自動販売機のボタン等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。
○ クルーズ船が寄港している間及びその前後においては、通常より頻度を上げて消毒を行うこと。

1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客ターミナル等への入場者（既に入場している者を含む。以下同じ。）が利用できる手指消毒液を、旅客ターミナル等の入口、高頻度接触部位周辺等の利用しやすい場所に配置すること。 ○ トイレについて、便器内は通常の清掃が良いが、不特定多数が触れる場所（例：便器・蛇口・ドアノブ・スイッチ類・ゴミ箱）は、清掃の頻度を上げ、消毒を行うこと。蓋のある便器は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。ハンドドライヤーは止め、共有のタオルは禁止すること。埠頭内に仮設トイレを設置する場合、仮設トイレ付近に手指消毒液を設置すること。
	<p data-bbox="188 622 485 656">(2) 旅客等への要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客ターミナル等への入場者に対して、ポスター掲示、アナウンス等によりマスク着用、大声での会話の自粛や手指消毒を要請すること。 ○ 旅客ターミナル等の入口におけるポスター掲示、アナウンス等により、発熱等の症状がある者は入場しないように呼びかけること。 ○ 旅客ターミナル等におけるポスター掲示、アナウンス等により「新しい旅のエチケット」等を周知すること。 ○ 乗下船手続きを待つ旅客に対して、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。 <p data-bbox="188 1055 600 1088">(3) 関係者との連携体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客ターミナル等の各事業者の感染防止責任者及び緊急連絡先を把握すること。 ○ 寄港地周辺の交通機関、観光施設等で実施されている感染防止対策（利用条件、入場制限等）について、クルーズ船社や旅客への情報提供に努めること。 ○ 緊急事態に備え、地域の関係機関との情報共有体制の整備、クルーズ船社や代理店との休日・夜間も含む連絡先の共有等を行っておくこと。
2. 事業者への要請等	<p data-bbox="188 1435 544 1469">(1) 従業員の感染防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客ターミナル等の各事業者が雇用する従業員の感染防止のため、事業者以下の事項を要請すること。 ・ 従業員に対して、感染防止のための「『新しい生活様式』」の実践例の周知・理解促進等を図ること。また、旅客ターミナル等への出勤前に体温や症状の有無を確認させること。 ・ 従業員に、始業時・休憩後を含め定期的な手洗いをさせること。また、水道を使用できない環境下では、手指消毒液を配置すること。 ・ 従業員にマスクを着用させること。また、清掃作業等を行う従業員には手袋を装着させること。 ・ 発熱等の症状がみられた従業員は、出勤を控えさせ、健康状態を毎日確認し、症状に改善が見られない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、かかりつけ医や帰国者・接触者相談センター等に相談させること。

2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が確認された従業者、濃厚接触があったとされた従業者は、出勤させないこと。また、勤務中に発熱等の症状が見られた従業者は、直ちに帰宅させるなど必要な対応をとること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者が触れる機器について、交代のタイミング等で消毒を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク、消毒液等の必要な物品を備蓄しておくこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ バックヤード等における従業者相互の距離が確保されるよう、作業環境等の工夫に努めること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の実施状況を事業者として確認すること。
(2) 利用者の感染防止対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に飲食店について、店内での感染防止対策を適切に行うよう事業者に要請すること。 (例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等により店員と利用者の間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者には非接触型決済の利用を推奨すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客や従業者以外の者を旅客ターミナル等に入場させることとなるクルーズ船の歓送迎イベント等を実施する場合は、イベント主催者に対して、以下の対応を行うよう要請すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者数を抑制すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント等の告知にあたり、感染が確認された者、濃厚接触があったとされた者、発熱等の症状がある者は、埠頭に入場できないことを周知すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者に対して、サーモグラフィ等による検温を実施すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗や食品販売等について、利用者の列が一定の間隔（2mを目安。最低1m。）以上確保されるよう、出店者と調整して床等に列の間隔を表示するなど工夫すること。困難な場合は、イベント等の規模を縮小すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの実施者や物産展等の出店者（以下「出店者」という。）に、旅客等と対応するスタッフのマスク着用、小まめな手洗い、人と人が対面する場所におけるアクリル板や透明ビニールカーテン等による遮蔽等を要請すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に飲食スペースがある場合は、店内での感染防止対策を適切に行うよう出店者に要請すること。（例：椅子を間引く等により一定の間隔を確保、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽、透明ビニールカーテン等により店員と利用者の間を遮蔽、利用客が入れ替わる都度消毒、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）の適切な洗浄・消毒)

3. クルーズ船社への要請及び調整等

- クルーズ船社に対して、以下の事項を要請すること。
 - ・ チェックイン時間帯、下船時間の分散等を図ること。
 - ・ カウンターでの接客にあたっては、感染防止対策を適切に行うこと。（例：マスク着用、アクリル板や透明ビニールカーテン等による遮蔽等）
 - ・ 旅客や乗組員の氏名・連絡先等の情報（濃厚接触情報を含む。）を、下船後少なくとも14日間保存すること。
- クルーズ船社において、下船・一時上陸する旅客の検温が適切に実施されることを確認すること。
- クルーズ船社において、発熱等の症状のある者等の乗船回避が適切に実施されるよう、旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。
- クルーズ船社において、帰船・再乗船する旅客に対して、発熱等の症状のある者等の確認が適切に実施されるよう、旅客の動線等をクルーズ船社と調整すること。
- 埠頭における急病人等の搬送動線を予めクルーズ船社と調整しておくこと。
- 乗船の可否判断や発熱等により、クルーズ船社から乗船を断られた旅客が、他の旅客との接触を回避するために待機する場所（旅客ターミナル外のテントやプレハブ等あるいは旅客ターミナル内の独立空調等の場所）等をクルーズ船社と調整して確保すること。
- 旅客の健康確認、預入手荷物の感染防止等を適切に実施するための場所等をクルーズ船社が必要とする場合は、その確保についてクルーズ船社と調整すること。
- 万が一、船内で感染者が確認された場合においても、他の旅客について、交通手段が確保されず帰宅できない事態が生じないよう、クルーズ船社と都道府県等の衛生主管部局との事前協議を踏まえつつ、クルーズ船社を支援すること。